

■募集要項に関する質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
1	募集要項	9	事業の範囲	開業準備に関わる業務の記載が特にありませんが、対象外と考えてよいでしょうか。	開業準備業務は、指定管理者の業務範囲となります。

■要求水準書に関する質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
1	第一回質疑回答NO1 (要求水準書改修編)	2	ホール・ロビーのタイル	内装タイルの調査及び補修は評価ポイントのご回答ですが、大空空間でもあり外壁タイルと同様に今後剥落の恐れが考えられます。剥落防止対策や安全対策を行う場合は、別途費用(設計費用並びに工事費用)によるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の費用にて内装タイルの調査・点検を提案される場合は評価のポイントとなります。内装タイルの安全対策等については別業にて行います。
2	要求水準書改修編	8	要綱・基準等	機器仕様を公共建築工事標準仕様から、機能・能力的には劣りませんので、メーカー標準に変更させて頂いて宜しいでしょうか。	主要機器については、公共建築工事標準仕様とします。その他の機器については、別途協議するものとします。
3	要求水準書(改修編)	8	要領・基準等	本施設は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準より、耐震安全性の分類として構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類 相当でしょうか。ご指示ください。	改修部分については、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類としてください。
4	要求水準書(改修編)	8	基本方針(設備工事) 施設整備に関わる留意事項(イ経済性の確保、ウ環境負荷に低減)	「省エネルギー性能の向上」「省エネルギー性能の優れた機器の採用」「省エネルギーに配慮」等の要求項目がありますが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律において修繕・模様替え、空気調和設備等の設置・改修は届出の対象外ですので、建築側の外皮性能は触らず、設備機器に関する維持管理を念頭に、あくまでも文言とご提案のみと理解しますが、如何でしょうか。	ご理解の通りです。
		14			
		16			
5	要求水準書(改修編)	8	機械設備共通事項	ダクトの不良箇所のみ更新と要求されていますが、更新しない部分は耐震支持や振れ止めを平成21年度版の公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)や公共建築設備標準図(機械設備工事編)に準ずる施工としても、既存箇所は完成当時の基準のままと考えます。不良有無にかかわらず全てを現行の基準で対応する必要がありますが、ありとご判断される場合は、別途費用をご負担頂けるものと考えますが如何でしょうか。	改修部分については、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類としてください。
		19			
6	要求水準書(改修編)	10	設計のかし担保	監理が伴わないなかで監理者である総務課様が監理上設計仕様と同等以上と判断されて施工承諾された仕様(施工承諾申請書、工事関連図書、これらに関する完成図書)の性能及び機能、主要装置の耐用に対しては、設計者の判断が及ばないため、設計かしの対象外と考えますが如何でしょうか。	設計と施工は同じ事業者または同じグループであるため、施工承諾の条件としてかしの対象となる方針です。
7	要求水準書(改修編)	10	設計のかし担保	改修・更新仕様が指定されている項目に基づく設計仕様と既存設備、装置の部分的な更新、増設を行う設備につきましては、15年の維持管理期間のうちに部品供給停止等により補修不可能となることが考えられます。これについても設計かしの対象外と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。極力汎用品を使用してください。
8	要求水準書(改修編)	10	設計のかし担保	要求水準書に「既設流用」「建具調整」「分解整備」とありますが、これらのご要求に基づく設計仕様は設計かしの対象外と考えますが如何でしょうか。	「既設流用」「建具調整」は、ご理解の通りです。「分解整備」は、施工かしの対象となります。
		17～55			
9	要求水準書(改修編)	10	設計のかし担保	要求水準書に「クラック補修」とありますが、コンクリートですのクラック補修後にクラックが生じない保証は全くなく、クラック補修は設計かしの対象外と考えますが如何でしょうか。	ご理解の通りです。
		25、26			
10	要求水準書(改修編)	12	劣化診断調査報告	「概ね10年間に必要となる改修事業費を算出して報告すること」とありますが、今回実施する大規模改修時の水準を超えて修繕する改修費用でしょうか。それとも修繕費用でしょうか。	劣化した部位・部材又は機器等を、改修箇所においては大規模改修当初の水準、未改修箇所については建築当初の水準まで回復させる修繕として修繕費を算出してください。
11	要求水準書(改修編)	14	建築音響性能	建築音響性能の要求水準に、設備騒音の目標値並びに許容値が示されています。現状値が悪い事に対しホール全体のエアバランスが崩れている可能性もありますので、竣工当時の風量測定や室内温湿度測定、ホール騒音測定記録、施設運用開始時～現在に至るまでの風量測定や空調・換気機器類のメンテナンス管理記録の提供を願います。ホール客席天井内の排気ファン、機械排煙ファンも含まれます。また建築音響性能(残響時間他)に関して竣工当時の測定記録があればご提示ください。	アポイントを取ったうえ、閲覧を希望してください。
12	要求水準書(改修編)	17	屋上	P17屋上の要求水準に「金物」と記載がありますがP20～21に記載がありません。防水立ち上がり端部押さえ金物の事でしょうか。また立上りRC部分の防水モルタル塗りの劣化状況を踏まえると何らかの措置をしないと防水改修後に影響しかねません。また各所パラペット天端のステンレス笠木のジョイントスレと思われる箇所もありますが、これらも防水改修後に影響しかねませんが改修対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。	押え金物、笠木も改修に含まれますので対象と考えてください。
		20～22			
13	要求水準書(改修編)	17	屋上	化粧鋼板パネルが外壁改修の対象となっていないませんが、塔屋では目地部分等に錆による劣化やシーリングの劣化が見受けられます。化粧鋼板パネルは改修対象外と考えてよろしいでしょうか。	化粧鋼板パネル自体の改修は不要ですが、化粧鋼板パネルのシーリング部分は更新してください。
		22	屋上		
14	第一回質疑回答NO6 (要求水準書改修編)	19	配管類	質疑回答6で、「空調及び給排水配管の更新とします。未改修の配管類の更新は市の負担となります。」と回答があります。トイレや機械室内の配管は撤去更新とし、その他は残置再利用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	要求水準書改修編	19	共通事項	ダクトは不良箇所以外清掃と有りますが、清掃を取止めても宜しいでしょうか。	改修接続付近において、簡易な清掃は行うものとします。
16	要求水準書改修編	19	空調設備	自動制御の更新範囲を不具合系統のみとさせて頂いて宜しいでしょうか。	タッチパネルの交換とともに、不具合系統の更新とします。
17	要求水準書改修編	19	共通事項	制気口、ダンパー、消音エルボ、消音器は既設再利用させて頂いて宜しいでしょうか。	基本的には更新周期を超えていますので更新してください。劣化の確認を行い、今後、大規模改修の20年の保証ができるのであれば、再利用も検討してください。

■要求水準書に関する質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
18	要求水準書 改修編	19	ガス設備	ガス工事範囲をガス給湯器廻りのみ更新とし、それ以外は既設利用とさせて頂いて宜しいでしょうか。	現状ではプロパンガスによる給湯器のみですが、空調機等提案を行うのであれば、近接にあるガス配管の引込も含め、工事範囲となります。
19	要求水準書 (改修編)	20~21	屋上	防水改修範囲に塔屋屋根の記載がありませんが改修対象範囲と言う理解でよろしいでしょうか。塔屋屋根防水の立上り改修の際のステンレス笠木脱着にてステンレス空木の止水性等不具合が発見された場合、対策費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	塔屋屋根も対象範囲としてください。要求水準書P17、2、(1)、アにあるように金物改修も含まれますので対象と考えてください(修繕も含む)。
20	要求水準書 (改修編)	20~21	屋上	防水改修範囲に機械室棟の記載がありませんが対象範囲でしょうか。	機械室棟も対象範囲としてください(修繕も含む)。
21	要求水準書 改修編	20	防水改修工事	既設同等以上で「更新」とあります。既設のアスファルト防水と同等以上の保証期間を設けますので、「修繕」とさせて頂けないでしょうか。	「更新」と「修繕」の耐用年数及び保証期間が同じであれば、可とします。
22	要求水準書 (改修編)	23	内装改修	1Fロビーについて、現地を拝見した際に柱部や階段部など劣化状況が見受けられましたが、改修の提案してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。評価の対象とします。
23	要求水準書 (改修編)	24	内装改修	1F講師控室の床材更新について、カーペットとなっていますが、用途・メンテナンスを考慮して、長尺塩ビシートを提案してもよろしいでしょうか。	メンテナンスを考慮しての提案をお願いします。
24	要求水準書 (改修編)	28	建具改修工事	前室等の建具にストッパー設置とありますが、建築基準法上常閉が求められる部分かと思われず。市の考え方を教えてください。	前室の扉についてのみストッパー設置は取りやめとします。その他の扉にはストッパーを設置してください。
25	要求水準書 (改修編)	29	改修参考仕様	要求水準には天井の改修のみの記載となっており、キャットウォークへ言及がなされていません。アングル材での現状の支持仕様上脱落はないものの大震動に伴う振動周期が異なる周囲の部分への影響がないとは言いきれませんが、改修対象外と考えております。対策が必要とご判断される場合の対策費用(設計費用並びに工事費用)は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	要求水準書 (改修編)	29	けやきホール天井 耐震改修	音響特性が既存と変えずに、ホール天井の形状を変更提案してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、要求水準書にある通り、音響特性が劣らず、舞台設備に干渉せず、見えが悪化しない提案をお願いします。
27	要求水準書 改修編	34	キュービクル	キュービクル(屋内型)舞台調光用3面体ですが、面体撤去が困難なため内部機器のみの交換とさせて頂いても宜しいでしょうか。	面体内部のメンテナンススペースも考慮に入れたうえで、内部機器のみの交換でも良いとします。
28	要求水準書 (改修編)	35	構内交換設備、構内共聴・ITV設備	竣工時に本工事でなく、竣工後の設置と考えられ、ご提案に当たり本工事以外の竣工図書にない設備(拡声設備図、ITV)の現状の図面をご提示ください。ITVでは屋内外の別、可動か固定か、現在の配線方式(LANか同軸か)がわかる資料、レコーダの録画時間についても教えてください。	アポイントを取ったうえで、閲覧を希望してください。
29	要求水準書 (改修編)	36	天井反射板ライト	舞台上の天井反射板のダウンライトはハロゲンで既存流用となっています。一方客席天井にダウンライトは全館LED化の要求に伴い、LEDダウンライトへの更新となります。コスト優先にて照明器具メーカーを選定した場合、光の色に差異が生じます。本楽劇場はオフィスの様な白っぽい色温度の高い光ではなく統一して電球色の様に温かみのある温度低い光が良いと書かれております。従って、全点灯の際に違和感が生じる可能性があり、また照明の点灯が客席側が早く既存流用の天井反射板ライトが遅くなる傾向にあります。御市の開演前後の演出を含むこだわりの有無はおありでしょうか。お教えください。	客席天井LEDダウンライトについては、以下の項目で検討・選定してください。 【必須項目】 ・舞台照明調光操作卓の出力信号(DMX信号)を受信して調光ができるもので調光可能範囲 0~100%の器具を使用すること。
要求水準書 (改修編)	51				
30	要求水準書 (改修編)	36、41	空調設備更新	維持管理と踏まえ、空調熱源供給を油→ガスなどへ変更ご提案を検討する際に負担金が発生した場合は、市の負担とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	都市ガス(供給元は東邦ガス)の場合は、供給元より負担金は不要と聞いております。しかし、負担金が発生する場合は、事業者負担とします。
31	要求水準書 改修編	37	ヘッダー等の更新	冷温水ヘッダー2基を取止めし、機能上は劣りませんので配管形式対応とさせて頂いて宜しいでしょうか。	メンテナンス性と水圧安定性において、ヘッダー方式の方が有効ですのでヘッダー方式とします。
32	要求水準書 改修編	37	空調機更新	空調機更新に伴う既設ダクト更新範囲について、チャンパーまで既設利用と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	要求水準書 (改修編)	37、38	改修仕様	1F、2F機械室の改修仕様にて「ダクトを含めた客席への騒音・振動を遮断」とあります。一方客席天井内や舞台上のダクト仕様に関する記述がありません。設備騒音の許容値を満たす為に指定の機械室以外の箇所ダクトの更新が必要であると判明した場合は、その対策費用(設計費用並びに工事費用)は別途と考えてよろしいでしょうか。	現状で一か所(舞台横の2階機械室)のファンが振動していることが確認されているので、これを解消したいのが目的です。よって、それ以外の対策は不要です。
34	要求水準書 (改修編)	42	受水槽の更新	節水型等を念頭に入れ、必要容量を計算・確認した上で容量を小さくしてもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	要求水準書 改修編	42	受水槽更新	受水槽の仕様をFRP複合板からFRP単板とさせて頂いて宜しいでしょうか。	結露の問題もありますので原案通り、複合板とします。
36	要求水準書 改修編	43	衛生器具設備改修	洋風大便器のリモコン洗浄機能を取止めても宜しいでしょうか。	鈴鹿市の公共建物の標準仕様ですので原案通りとします。
37	要求水準書 改修編	44	衛生器具設備改修	ポウル一体型人造大理石カウンター洗面を、一般カウンター洗面に変更させて頂いても宜しいでしょうか。	鈴鹿市の公共建物の標準仕様ですので原案通りとします。
38	要求水準書 (改修編)	49~57	舞台照明設備 舞台音響設備	舞台照明、舞台音響については難聴者支援システム以外は基本的に機器更新と増設のみとなり、基本的なホール機能の追加はないものとして考えますがよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	要求水準書 (改修編)	61 65	建築音響測定	既存椅子ならびに新設椅子の音響試験についてJIS A1409:1998に少なくとも、JISをベースにした数多くの音響試験実績のある測定機関の独自法に基づき試験を実施しても何ら問題ないと考えますが、如何でしょうか。	・本件は改修案件なので、新旧椅子は同一試験方法である必要があります。 ・独自法を採用する条件として、予め独自法がJIS A 1409:1998の試験結果との整合性を示す資料(同一の椅子の試験結果例を含む)を提出し、市担当者の承認を得る事とします。
40	要求水準書 維持管理編	11	建物保守管理業務	表1-1「特殊建築物定期点検計画」において令和6年度が実施予定年度となっておりますが、大規模改修後の直近年度ですので新築の場合と同様の初回免除となり、令和6年度は実施免除でよろしいでしょうか。	新築でないことから免除にはならないため、原案通りとします。

■要求水準書に関する質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
41	要求水準書 維持管理編	12	建築設備 保守管理業務	消防法に基づく防火対象物定期点検は明記がございませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	本業務の対象となります。文化会館消防設備等保守点検業務委託に含んでいます。
42	要求水準書 維持管理編	12	建築設備 保守管理業務	中央監視装置及び自動制御機器の保守点検について明記がございませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	メーカー点検はせず、日常点検のみとします。
43	要求水準書 維持管理編	12	建築設備 保守管理業務	事業者の負担はグリース、ウェス、ネジ等の小部品を想定していますが、下記の消耗品の負担区分は市又は指定管理者でよろしいでしょうか。 ・照明管球 ・バッテリー(誘導灯・非常照明等) ・燃料(自家発電等) ・パッキン類 ・Vベルト ・エアフィルター ・水処理剤	パッキン類以外は、市の負担となります。
44	要求水準書 維持管理編	34	昇降機 保守点検業務	1)点検等の回数「①保全・点検項目」について、毎月行うとありますが、リモート点検との併用を前提に同点検(現地点検)を1回/3ヶ月に変更することは可能でしょうか。	リモート点検の詳細を承認できれば可能であるため、点検(グレード)を提案してください。
45	要求水準書 維持管理編	45	舞台設備 保守管理業務	本業務の対象機器は運営者(市又は指定管理者等)が直接運用するものであり、運営業務の密接な影響を受けます。そういう意味では運営者が日常の運用から保守管理まで実施することが適切と考えます。事業者ではなく運営者が本業務を担うことは可能でしょうか。	指摘のとおり、舞台設備保守管理業務(舞台機構設備、舞台音響設備、舞台照明設備等)は運営者(指定管理者の予定)が実施するものとし、本業務から除外します。ただし、聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)は、日常点検のみ実施とします。
46	要求水準書 維持管理編	58	映像ドーム 保守管理業務	本業務の対象機器は運営者(市又は指定管理者等)が直接運用するものであり、運営業務の密接な影響を受けます。そういう意味では運営者が日常の運用から保守管理まで実施することが適切と考えます。事業者ではなく運営者が本業務を担うことは可能でしょうか。	NO45と同様に、映像ドーム保守管理業務は運営者(指定管理者の予定)が実施するものとし、本業務から除外します。
47	要求水準書 維持管理編	59	環境衛生 管理業務	排水設備(汚水槽、グリストラップ等)の清掃について明記がございませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	本業務の対象となります。
48	要求水準書 維持管理編	62	清掃業務	本業務は清掃箇所・頻度等が運営業務により密接な影響を受けます。事業者及び運営者(市又は指定管理者等)とで下記の業務分担をして頂くことは可能でしょうか。 <日常清掃> ・事業者:午前中(1回)の清掃(共用部・専用部) ・運営者:午後以降の清掃(共用部・専用部) ※専用部とは舞台ホール(諸室含む)・ドーム(諸室含む)・研修室・会議室・調理室・喫茶室・事務室を想定しています。	事業者が実施する日常清掃の完了後に汚れたものについては、市または運営者(指定管理者の予定)にて実施します。このため、特に常駐の清掃員を必須としませんが、内容により判断しますので、具体的な清掃箇所を明示して提案してください。また、同様に定期清掃についても、適切な実施方法を提案してください。しかし法令に定められている年2回以上は実施すること。
49	要求水準書 維持管理編	62	清掃業務	清掃箇所や清掃の頻度等が運営状況により異なると思いますが、日常清掃や日常巡回清掃において、清掃職員の勤務時間は、運営状況に応じて柔軟に変更することは可能でしょうか。	No48の回答を参照ください。
50	要求水準書 維持管理編	62	清掃業務	玄関マット等のフロアマットの設置・交換について明記がございませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	フロアマットの交換は予定していないため、対象外とします。
51	要求水準書 維持管理編	62	清掃業務	一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処分について明記がございませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	市または運営者(指定管理者の予定)にて処分するため、対象外とします。
52	要求水準書 維持管理編	62	清掃業務	流水池の清掃(藻等の除去等)について明記がございませんが、本事業の対象外でよろしいでしょうか。(現在は運用を停止していると思われませんが、運用を再開する場合、維持管理費用が発生致します。)	要求水準書改修編p32「カ エントランス周りの改修」において水運用の停止を前提での改修提案を求めているため、清掃は不要です。
53	要求水準書 維持管理編	63	清掃業務	洗面所の石鹸水、トイレットペーパーは貴市の支給とのことですが、ごみ袋、傘袋、便除菌剤、トイレ消臭・芳香剤等は本事業の対象外でよろしいでしょうか。	洗面所の石鹸水、トイレットペーパーと同様に、来館者や運営者が使う消耗品は運営者(指定管理者の予定)が調達するので、対象外とします。
54	要求水準書 維持管理編	72	表10-1 修繕等区分表	「大規模修繕業務」及び「簡易修繕業務」の定義について「実施方針に関する質問への回答NO.12・13」にてお示し頂きましたが、「長期修繕計画書」においては「大規模修繕業務」が省かれるため、両者を区分するための金額・範囲・数量等の基準や詳細な具体例をお示し頂けないでしょうか。(大規模修繕業務の定義の例:1件○○○万円以上の修繕・整備又は更新、系統全体の修繕・整備又は更新 等)	大規模修繕業務は、事業期間終了後に市で実施を検討します。事業期間内に空調設備のオーバーホール、舞台照明、舞台音響の機器更新等が必要な場合は、「長期修繕計画書」に項目を列記して金額をお示しください。また、「長期修繕計画書」の「一定金額以上の修繕業務」に記載する金額は、上記項目を上限の目安として、必要と思う項目を列記して金額をお示しください。
55	要求水準書 維持管理編	72	表10-1 修繕等区分表	「簡易修繕業務(小規模)」及び「同(一定以上の金額を超えるもの)」の基準金額「250万円」とは、年間の合計金額(税抜)を示しており、合計金額が250万円未満迄は事業者が実施し、同250万円以上となった場合は貴市が実施との理解でよろしいでしょうか。	1件あたり250万円(税抜き)を超える修繕は市が負担します。1件あたり250万円未満のものは事業者が負担します。1件あたり250万円未満の修繕の年合計値が250万円を超える場合は、15年間合計金額の範囲内で事業者での対応となります。
56	要求水準書 維持管理編	72	表10-1 修繕等区分表	前質問に関して、年間250万円の予算に対して余剰が生じた場合又は超過が発生した場合の精算方法につきましてご教示願います。	3ヶ月毎のモニタリング結果を踏まえた支払いとなります。単年度の予算に対して余剰が生じた場合は、基本的に精算としますが、15年間合計金額3,750万円(税抜)の範囲内で予算の繰り越しが可能とします。予算に対して超過が発生した場合は、妥当性を評価してから支払います。

■要求水準書に関する質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
57	要求水準書 維持管理編	72	表10-1 修繕等区分表	「簡易修繕業務(小規模)」及び「同(一定以上の金額を超えるもの)」を区分する修繕1件当たりの基準金額(例:税抜30万円未満までは事業者負担)をお示し願います。	No55の回答を参照ください。
58	要求水準書 維持管理編	72	表10-1 修繕等区分表	「簡易修繕業務(小規模 250万円未満)」等の250万円は、税抜でよいでしょうか。また、これは、1年間あたりの金額と考えてよいでしょうか。	No55の回答を参照ください。
59	要求水準書 維持管理編	72	表10-2 役割分担表	「映像ドーム等番組」の役割分担で維持管理企業が「△(協議して決定)」となっていますが、どのようなものをイメージしているか教えて頂けないでしょうか。	映像ドームで上映するコンテンツについて、運営者(指定管理者の予定)の要望を踏まえ、必要性に応じて事業者が追加コンテンツを作成することをイメージしています。費用については運営者(市または指定管理者の予定)の負担を考えています。
60	要求水準書 維持管理編	-	聴覚障害者対応緊急案内表示装置の保守管理業務	聴覚障害者対応緊急案内表示装置の保守管理業務は、新設のため、メーカー仕様に基づくものと考えてよいでしょうか。	聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)は、舞台設備保守管理業務と同様に、運営者(指定管理者の予定)が実施するものとし、本業務から除外しますが、日常点検のみ実施とします。
61	要求水準書 維持管理編	-	(参考資料) 文化会館維持管理 業務委託実績 一覧表	空調設備保守点検業務につきまして現行の委託内容は要求水準書に記載の内容と同一でしょうか。 又、現行の委託内容には下記業務は含まれておりますでしょうか。 ・プレフィルターの清掃(AHU・EHP室内機) ・フロン排出抑制法に基づく点検(簡易・定期) ・水質調整(水処理剤及びその投入・調整) ・レジオネラ属菌検査	空調設備点検業務は、現行の委託内容と同じになります。 左記業務は、すべて含みます。

■ 様式集に関する質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
1	様式3-4	-	長期修繕計画書	事業者が実施する簡易修繕業務(小規模 250万円未満)の金額を記載する欄は、「改修箇所の簡易修繕費」欄内の「小規模修繕業務」欄(維持管理費計画書の「簡易修繕業務費」欄に転記する部分)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式3-4	-	長期修繕計画書	簡易修繕費(小規模修繕業務)の各欄について、年度及び区分(建築物・建築設備・舞台設備・その他)毎に総額のみ(内訳なし)の記載でよろしいでしょうか。(当該業務費は突発的修繕が主体と捉えており、内訳等の記載は困難です。)	各年度及び区分毎の総額でもよいです。主要な修繕内容の内訳が記載可能な場合は、お書きください。
3	様式3-4	-	長期修繕計画書	施設の経年数により年度毎の提案金額が相違することが考えられますが、15年間で累計3,750万円(250万円×15年間)以内であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。又、その場合、お示しの基準金額である「250万円」は事業者にて任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。単年度の金額は15年間の累計3,750万円以内で任意に設定して頂いて構いません。
4	様式3-4	-	長期修繕計画書	簡易修繕費(小規模修繕業務)の各欄(建築物・建築設備・舞台設備・その他)において計上した費用は、実運用においては突発的修繕に柔軟に対応するため、必要に応じて予算総枠の範囲内でご協議のうえ費用振替が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式3-4	-	長期修繕計画書	「一定金額以上の修繕業務」又は「未改修箇所」の修繕は、事業者に責があるものを除き、貴市にて実施と理解しておりますが、当該業務欄への記載金額は参考金額との理解でよろしいでしょうか。	「一定金額以上の修繕業務」又は「未改修箇所」の修繕、事業者に責がある物、市と事業者が責があるものを除いて市で実施となります。それ以外のものについては、必要と思われる提案金額をご記入ください。
6	様式3-4	-	長期修繕計画書	「未改修箇所」につきまして「表10-1 修繕等区分表」では「改修箇所」の様な金額区分がございませんが、長期修繕計画書には「小規模修繕業務」と「一定金額以上の修繕業務」とで区分されております。「未改修箇所」における金額区分をお示し願います。	表の中段に「未改修箇所の簡易修繕費」という記載がありますので、ご確認ください。
7	様式3-4	-	長期修繕計画書	長期修繕計画書への記載には「大規模修繕業務」は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式3-4	-	長期修繕計画書	要求水準書(改修編)のp12で劣化診断調査とありますが、調査費用はどこに計上したらよいでしょうか。	「その他修繕費」の欄に「劣化診断調査費」としてご記入ください。改修箇所と未改修箇所の区分けが難しい場合は、「未改修箇所の簡易修繕費 その他修繕費」の欄に「劣化診断調査費(改修箇所含む)」とご記入ください。
9	様式3-4	-	長期修繕計画書	「大規模修繕業務」は市の業務範囲であるため、様式3-4には記載不要でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■その他の質問

No.	書類名	頁	項目名	質問	回答
1	基礎調査報告書	8-2	概算費用のまとめ	電気設備及び機械設備の概算費用の算出根拠をお教え頂けないでしょうか。	市場単価、見積等をもとに算出したものです。
2	公表資料		竣工図【電気設備】	電気設備の公表資料のうち、竣工図（電気設備）のP4～9、P18～27、P37～55が欠落しております。改修工事等により現況と乖離している点がございましたら、改修工事の竣工図を公表ください。	アポイントを取ったうえ、閲覧を希望してください。